

協定相手国 協定発効日	ドイツ 平成12年2月1日 発効	イギリス 平成13年2月1日 発効	韓国 平成17年4月1日 発効	アメリカ 平成17年10月1日 発効	ベルギー 平成19年1月1日 発効	フランス 平成19年6月1日 発効
対象制度	年金制度	同左	同左	年金制度 医療保険制度	年金制度 医療保険制度 労災保険制度※ 雇用保険制度※ (※ベルギー側のみ協定の対象となる制度)	年金制度 医療保険制度 労災保険制度※ (※フランス側のみ協定の対象となる制度)
協定の特徴	二重加入防止 年金加入期間の通算	二重加入防止	同左	二重加入防止 年金加入期間の通算	同左	同左
日本から相手国に行った場合の二重加入防止について	原則として、相手国の年金制度に加入し、日本の年金制度の加入は免除されます。	同左	同左	原則として、相手国の年金・医療保険制度に加入し、日本の年金・医療保険制度の加入は免除されます。	原則として、相手国の社会保障制度に加入し、日本の社会保障制度の加入は免除されます。	同左
	相手国への一時派遣者は、日本の年金制度に加入し、相手国の年金制度の加入は免除されます。(相手国制度の加入を免除されるためには、申請手続きが必要です。)	同左	同左	相手国への一時派遣者は、日本の年金・医療保険制度に加入し、相手国の年金・医療保険制度の加入は免除されます。(相手国制度の加入を免除されるためには、申請手続きが必要です。)	相手国への一時派遣者は、日本の年金・医療保険制度に加入し、相手国の年金・医療保険制度・労災保険制度の加入は免除されます。(相手国制度の加入を免除されるためには、申請手続きが必要です。)	相手国への一時派遣者は、日本の年金・医療保険制度に加入し、相手国の年金・医療保険制度・労災保険制度の加入は免除されます。(相手国制度の加入を免除されるためには、申請手続きが必要です。)
	申請するための条件 ・日本の年金制度の対象者であること ・日本の事業所との雇用関係が継続していること ・派遣期間が一時的(5年程度が目安)であること ・日本の自営業者が、一時的(5年程度が目安)に相手国で同じ職種の自営活動をする場合も、申請の対象となります。	申請するための条件 ・日本の年金制度に加入していること ・日本の事業所との雇用関係が継続していること ・派遣期間が5年以内と見込まれる場合であること ・日本の自営業者が、5年以内の予定で相手国で自営活動をする場合も、申請の対象となります。 ・両国で同時に就労する場合も、申請の対象となります。	同左	申請するための条件 ・日本の年金・医療保険制度に加入していること ・日本の事業所との雇用関係が継続していること ・派遣期間が5年以内と見込まれる場合であること ・派遣直前に6ヶ月以上継続して日本で雇用され就労していたこと ・日本の自営業者が、5年以内の予定で相手国で自営活動をする場合も、申請の対象となります。	申請するための条件 ・日本の年金・医療保険制度に加入していること ・日本の事業所との雇用関係が継続していること ・派遣期間が5年以内と見込まれる場合であること ・日本の自営業者が、5年以内の予定で相手国で自営活動をする場合も、申請の対象となります。	申請するための条件 ・日本の年金・医療保険制度に加入していること ・日本の会社との雇用関係が継続していること ・派遣期間が5年以内と見込まれる場合であること ・労働者災害補償保険の海外派遣者の特別加入制度又はこれに準じる保険に加入していること ・2回目以降の派遣の場合は、直近の一時派遣によるフランスでの就労期間が終了した時点から次の一時派遣による就労期間が開始する時点までの間に少なくとも1年が経過していること ・協定発効前から派遣されている場合は、フランスの医療保険一次金庫等へフランスの健康保険証を返還していること ・フランスとの社会保障協定においては、相手国で一時的に自営活動を行う自営業者についての条文は設けられていません。ただし、個別の申請に基づいて、相手国との協議により、フランスの社会保障制度への加入の免除が認められる場合があります。
申請方法 ・厚生年金保険の加入者は事業主が、国民年金の加入者の場合は本人が、社会保険事務所へ申請を行います。	同左	同左	同左	同左	同左	申請方法 ・厚生年金保険の加入者の場合は事業所が、国民年金の加入者の場合は本人が、社会保険事務所へ交付申請を行います。 ・申請書には、労災保険制度に加入していること及び随伴家族について確認したことを示す「事業主確認用紙」を添付します。 ・協定発効前から派遣されている場合は、フランスの健康保険証が返還されたことを申告する「移行期間付帯文書」を添付します。

	<p>申請が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時派遣期間中は、相手国の年金制度の加入が免除されます。 ・日本の年金制度の対象者であることを証明する「適用証明書」が社会保険事務所から交付されます。 ・派遣期間が5年を超えて継続される場合には、申請により、引き続き相手国の年金制度の加入免除が認められる場合があります。 	<p>申請が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時派遣期間中は、相手国の年金制度の加入が免除されます。 ・日本の年金制度に加入していることを証明する「適用証明書」が社会保険事務所から交付されます。 ・派遣期間が5年を超えて継続される場合には、申請により、引き続き相手国の年金制度の加入免除が認められる場合があります。 	同左	<p>申請が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時派遣期間中は、相手国の年金・医療保険制度への加入が免除されます。 ・日本の年金・医療保険制度に加入していることを証明する「適用証明書」が社会保険事務所から交付されます。 ・派遣期間が5年を超えて継続される場合には、申請により、引き続き相手国の年金・医療保険制度への加入免除が認められる場合があります。 	<p>申請が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時派遣期間中は、相手国の社会保障制度（年金・医療保険・労災保険・雇用保険制度）への加入が免除されます。 ・日本の年金・医療保険制度に加入していることを証明する「適用証明書」が社会保険事務所から交付されます。 ・派遣期間が5年を超えて継続される場合には、申請により、引き続き相手国の社会保障制度の加入免除が認められる場合があります。 	<p>申請が認められた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時派遣期間中は、相手国の社会保障制度（年金・医療保険・労災保険制度）への加入が免除されます。 ・日本の年金・医療保険制度に加入していることを証明する「適用証明書」が「事業主確認用紙」とともに、社会保険事務所から交付されます。 ・派遣が5年以内に終了する見込みであったにもかかわらず、予見できない事情等により派遣期間が5年を超える場合であっても、フランスとの協定においては、原則として延長は認められません。ただし、事情によっては、相手国と協議を行ったうえで、引き続き相手国の社会保障制度の加入免除が1年程度延長できる場合があります。
	<p>申請が認められなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の年金制度に加入し、日本の年金制度の加入は免除されます。 	<p>申請が認められなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の年金制度に加入し、日本の年金制度の加入は免除されます。 ・厚生年金保険の加入者が日本の年金制度の加入を免除された場合、相手国制度に加入しながら同時に、厚生年金保険制度に特例任意加入することができます。 	<p>申請が認められなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の年金制度に加入し、日本の年金制度の加入は免除されます。 	<p>申請が認められなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の年金・医療保険制度に加入し、日本の年金・医療保険制度の加入は免除されます。 	<p>申請が認められなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の社会保障制度（年金・医療保険・労災保険・雇用保険）に加入し、日本の年金・医療保険制度の加入は免除されます。 	<p>申請が認められなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国の社会保障制度（年金・医療保険・労災保険制度）に加入し、日本の年金・医療保険制度の加入は免除されます。
相手国から日本に来た場合の二重加入防止について	<p>二重加入防止の仕組みは、日本から相手国に行った場合と同じです。日本の年金制度の加入を免除されるための申請手続きは、相手国の年金担当窓口で行います。</p>	同左	同左	<p>二重加入防止の仕組みは、日本から相手国に行った場合と、概ね同じです。ただし、相手国からの一時派遣者が相手国の民間医療保険に加入していないと、日本の医療保険制度の加入は免除されません。（年金制度のみ免除されます）日本の年金・医療保険制度の加入を免除されるための申請手続きは、アメリカの社会保障庁で行います。</p>	<p>二重加入防止の仕組みは、日本から相手国に行った場合と同じです。日本の年金・医療保険制度の加入を免除されるための申請手続きは、相手国の実施機関の窓口で行います。</p>	同左
相手国の老齢年金を受けようとする場合	<p>相手国の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、5年です。（2007年1月1日現在）</p> <p>相手国の年金制度に加入した期間が要件を満たさない場合でも、日本の年金制度に加入した期間（重複する期間を除く）と通算して加入要件を満たせば、相手国の老齢年金を受けることができます。</p> <p>相手国の年金を受けるための申請手続きは、相手国の年金担当窓口だけでなく、日本の社会保険事務所の窓口から行うこともできます。</p>	<p>相手国の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、男性11年・女性9.75年です。（2007年1月1日現在）</p> <p>相手国との協定には、年金加入期間の通算規定はありませんので、相手国の年金制度に加入した期間のみで要件を満たさないと、相手国の老齢年金を受けることはできません。</p>	<p>相手国の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、10年です。（2007年1月1日現在）</p> <p>相手国との協定には、年金加入期間の通算規定はありませんので、相手国の年金制度に加入した期間のみで要件を満たさないと、相手国の老齢年金を受けることはできません。</p>	<p>相手国の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、10年です。（2007年1月1日現在）</p> <p>相手国の年金制度に加入した期間が要件を満たさない場合でも、日本の年金制度に加入した期間（重複する期間を除く）と通算して加入要件を満たせば、相手国の老齢年金を受けることができます。（相手国の年金制度に、最低1年半以上加入していることが条件です。）</p> <p>相手国の年金を受けるための申請手続きは、相手国の年金担当窓口だけでなく、日本の社会保険事務所の窓口から行うこともできます。</p>	<p>相手国の年金制度における老齢年金には原則として最低加入年数の期間要件はありません。したがって、ベルギー法令に基づく加入期間がある場合は、日本の加入期間の通算を行わなくても相手国の年金の受給権は確立されます。</p> <p>相手国の老齢年金の受給開始年齢は男性65歳、女性64歳（2007年1月1日現在）ですが、被用者や自営業者であった方が、35年以上の相手国での就労期間がある場合は、60歳まで繰り上げて請求することが可能です。この期間に日本の加入期間を通算することができます。</p> <p>相手国の年金を受けるための申請手続きは、相手国の年金担当窓口だけでなく、日本の社会保険事務所の窓口から行うこともできます。</p>	<p>相手国の年金制度における老齢年金には原則として最低加入年数の期間要件はありません。したがって、フランス法令に基づく加入期間がある場合は、日本の加入期間の通算を行わなくても相手国の年金の受給権は確立されます。ただし、協定発効前から相手国の年金を受け取っていた方も、日本の加入期間の通算を行うことで、受け取れる年金額が高くなる場合があります。</p> <p>相手国の老齢年金は60歳より受け取ることができます。</p> <p>相手国の年金を受けるための申請手続きは、相手国の年金担当窓口だけでなく、日本の社会保険事務所の窓口から行うこともできます。</p>

<p>日本の老齢年金を受けようとする場合</p>	<p>日本の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、25年です。</p> <p>日本の年金制度に加入した期間が要件を満たさない場合でも、相手国の年金制度に加入した期間(重複する期間を除く)と通算して加入要件を満たせば、日本の老齢年金を受けることができます。</p> <p>日本の年金を受けるための申請手続きは、社会保険事務所の窓口だけでなく、相手国の年金担当窓口から行うこともできます。</p>	<p>日本の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、25年です。</p> <p>相手国との協定には、年金加入期間の通算規定はありませんので、日本の年金制度に加入した期間のみで要件を満たさないと、日本の老齢年金を受けることはできません。</p>	<p>同左</p>	<p>日本の年金制度における老齢年金受給のための加入要件は、25年です。</p> <p>日本の年金制度に加入した期間が要件を満たさない場合でも、相手国の年金制度に加入した期間(重複する期間を除く)と通算して加入要件を満たせば、日本の老齢年金を受けることができます。</p> <p>日本の年金を受けるための申請手続きは、社会保険事務所の窓口だけでなく、相手国の年金担当窓口から行うこともできます。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
--------------------------	---	---	-----------	---	-----------	-----------